

〈みなし自由脱退に伴う不明組合員の脱退処理について〉(公告)

2年以上転居先不明となっている組合員の中から3126名の組合員を定款第20条2「みなし自由脱退の規定」に基づき2017年3月末付で脱退処理を行います。

つきましては、定款に基づき脱退処理を行う組合員の名簿を3/1(水)～3/14(火)までの期間、本部、病院、診療所で閲覧できるようにします。生活協同組合ヘルスコープおおさかの組合員は、この名簿を閲覧し住所等の変更ができます。

この機会に住所、本人家族の変更等あれば、必ず届け出てくださいますようお願い致します。

また、みなし自由脱退処理後であっても、当該組合員本人からの申し出があれば、組合員としての権利は復活いたします。

2017年2月1日
生活協同組合ヘルスコープおおさか理事会